

心神喪失者等医療観察法の施行期日を定める政令等について

(目次)

- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行期日を定める政令（平成17年政令第232号）・・・・・・・・2ページ
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第233号）・・・・・・・・2ページ
- 答申書（写）・・・・・・・・5ページ
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第92条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限（告示案）・・・・・・・・6ページ
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第92条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限（告示案）・・・・・・・・8ページ
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第93条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める処遇の基準（告示案）・・・・・・・・9ページ

政令第二百三十二号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行期日は、平成十七年七月十五日とする。

法務大臣 南野知恵子
厚生労働大臣 尾辻 秀久
内閣総理大臣 小泉純一郎

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行期日の一部を改正する政令をここに公布する。

平成十七年七月六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百三十三号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第二条第六項、第二十条第三項、第八十四条第三項、第一百零一条第三項、第二項第二号及び第四項、第二百二条、第四百零二項並びに第四百零六条の規定に基づき、この政令を制定する。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。
第三条を第四条とし、第二条を第三条とする。
第一条第一項中、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）を「法」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。
（病院又は診療所に準ずる機関）

第一条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業

二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第七条第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。）
本則に次の十一條を加える。
（社会復帰調整官の資格）

第五条 法第二十條第三項の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者として政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一 精神保健福祉士
二 次のイからニまでに掲げる者であつて、精神障害者に関する当該イからニまでに定める業務に従事した経験を有するもの
イ 保健師 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二条に規定する業務
ロ 看護師 保健師助産師看護師法第五条に規定する業務
ハ 作業療法士 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三十七号）第二条第四項に規定する業務
ニ 社会福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する業務

三 法務大臣が前二号に掲げる者と同等以上の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有すると認める者
（医療に関する審査機関）
第六条 法第八十四条第三項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第二十一条第一項に規定する特別審査委員会及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。

（入院対象者を外出させることができる場合）
第七条 法第百零一条第三号の政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一 法第四十二条第一号又は第六十一条第一号第一号の決定により入院している者（以下「入院対象者」という。）に適切な精神障害の医療を受けさせるために他の医療施設に入院させる必要がある場合

政令

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十七年七月六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

二 入院対象者の近親者の葬式へ出席する場合、近親者が負傷又は疾病により重態であつて当該入院対象者を訪問させることが適当であると認められる場合その他の社会生活上の重要な用務がある場合であつて、当該入院対象者が入院している指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、当該入院対象者の症状に照らし支障がないと認められるとき。

第八條 法第百条第二項第二号の政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 入院対象者に適切な精神障害の医療を受けさせるために他の医療施設に入院させる必要がある場合。

二 入院対象者の近親者の葬式へ出席する場合、近親者が負傷又は疾病により重態であつて当該入院対象者を訪問させることが適当であると認められる場合その他の社会生活上の重要な用務がある場合であつて、当該入院対象者が入院している指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、当該入院対象者の症状に照らし支障がないと認められるとき。

第九條 指定入院医療機関の管理者は、法第百条第三項の規定により入院対象者を他の医療施設に入院させたときは、速やかに、次に掲げる事項を厚生労働大臣及び主務省令で定める保護観察所の長に届け出なければならない。

一 当該入院対象者の氏名

二 当該入院対象者の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

三 当該他の医療施設に入院させた日時

四 当該他の医療施設に入院させた理由

第十條 指定入院医療機関の設置に要する費用に係る法第百二条の規定による国の負担は、各年度において指定入院医療機関の設置者がその設置のために支弁した費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従つて行う。

第十條 指定入院医療機関の設置に要する費用に係る法第百二条の規定による国の負担は、各年度において指定入院医療機関の設置者がその設置のために支弁した費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従つて行う。

二 指定入院医療機関の運営に要する費用に係る法第百二条の規定による国の負担は、各年度において指定入院医療機関の設置者がその運営のために支弁した費用の額から、その年度におけるその費用のための診療収入その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従つて行う。

三 前項の規定により控除しなければならない額が、その年度において指定入院医療機関の設置者がその運営のために支弁した費用の額を超過したときは、その超過額は、後年度における支弁額から控除する。

第十一條 法第百四條第一項に規定する実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地域社会における処遇(指定通院医療機関の管理者による医療、社会復帰調整官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による法第九十一条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)による精神保健福祉法第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他法第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者(以下「通院対象者」という。)に対してなされる援助をいう。以下同じ。)の実施により達成しようとする目標

二 指定通院医療機関の管理者による医療に関する次に掲げる事項

イ 指定通院医療機関の名称及び所在地

ロ 医療を担当する医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士その他の者の氏名

ハ 医療の内容及び方法

ニ その他医療を行う上での留意事項

三 社会復帰調整官が実施する精神保健観察に関する次に掲げる事項

イ 精神保健観察を実施する社会復帰調整官の氏名

ロ 精神保健観察の内容及び方法

ハ その他精神保健観察を行う上での留意事項

四 指定通院医療機関の管理者による法第九十一条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村による精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他通院対象者に対してなされる援助に関する次に掲げる事項

イ 援助を実施する機関の名称及び所在地

ロ 援助を担当する者の氏名

ハ 援助の内容及び方法

ニ その他援助を行う上での留意事項

五 地域社会における処遇に関する通院対象者の希望

六 地域社会における処遇の実施に関する関係機関相互間の緊密な連携を確保するため必要な事項

七 その他地域社会における処遇の内容及び方法として主務省令で定める事項

第十二條 保護観察所の長は、法第百四條第一項又は第三項に規定する協議を行うため協議を開催する必要があると認めるときは、通院対象者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該通院対象者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)又はこれらの者の指名する職員の出席を求めることができる。同条第一項に規定する実施計画に基づく地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施のため協議を開催する必要があると認めるときも、同様とする。

三 保護観察所の長は、必要があるとき認めるときは、前項に規定する者のほか、通院対象者に対して援助を行う者その他の適当な者に対し、同項の協議への出席を依頼することができる。

三 通院対象者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該通院対象者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長は、必要があると認めるときは、保護観察所の長に対し、第一項の協議の開催を求めることができる。

(主務省令への委任)

第十三條 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施について必要な事項は、主務省令で定める。

第十四條 この政令における主務省令は、法務省令・厚生労働省令とする。

(権限の委任)

第十五條 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

二 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

附則第三條中、「第一条第一項第二号イ」を「第二条第一項第二号イ」に改める。

附則第四條第一項中、「第二条」を、「第三条」に、「第二号第一項第二号イ」を、「第三号第一項第二号イ」に改める。

附則第五條及び第六條中、「第二条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に改める。

第十四條 この政令における主務省令は、法務省令・厚生労働省令とする。

(権限の委任)

第十五條 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

二 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

附則第三條中、「第一条第一項第二号イ」を「第二条第一項第二号イ」に改める。

附則第四條第一項中、「第二条」を、「第三条」に、「第二号第一項第二号イ」を、「第三号第一項第二号イ」に改める。

附則第五條及び第六條中、「第二条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行の日(平成十七年七月十五日)から施行し、改正後の第十條第二項の規定は、指定入院医療機関の円滑な運営を期するためにこの政令の施行前に支弁された指定入院医療機関の運営に要する費用(平成十七年度において支弁されたものであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。)についても、適用する。

(国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正)

第二条 国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「第三十一条第一項」の下に「又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第七十八條第一項」を加える。

(介護保険法施行令の一部改正)

第三条 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条の表中

護に関する法律(平成六年法律第百十七号)の規定による医

を

原子爆弾被爆者に対する療の給付

心神喪失等の状態で重大五年法律第百十号)の規定

に改める。

護に関する法律(平成六年法律第百十七号)の規定による医

を

原子爆弾被爆者に対する療の給付

心神喪失等の状態で重大五年法律第百十号)の規定

に改める。

護に関する法律(平成六年法律第百十七号)の規定による医

を

原子爆弾被爆者に対する療の給付

心神喪失等の状態で重大五年法律第百十号)の規定

に改める。

(法務省組織令の一部改正)
第四条 法務省組織令(平成十二年政令第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条に次の一号を加える。

九 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること(厚生労働省の所掌に属するものを除く。)

第四十四条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること(厚生労働省の所掌に属するものを除く。)

法務大臣 南野知恵子

財務大臣 谷垣 禎一

厚生労働大臣 尾辻 秀久

内閣総理大臣 小泉純一郎



社 保 審 発 第 4 号
平成17年6月10日

厚生労働大臣

尾 辻 秀 久 殿

社会保障審議会 会長

貝 塚 啓 明



答 申 書

平成17年4月26日付け厚生労働省発障第0426001号をもって諮問の
あった件については、諮問案のとおり定めることにつき了承する。

○厚生労働省告示第 号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第九十二条第二項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第九十二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限を次のように定め、同法の施行の日（平成十七年七月十五日）から適用する。

平成十七年 月 日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第九十二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限

一 信書の発受の制限（刃物、薬物等の異物が同封されていると判断される受信信書について、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者（以下「入院対象者」という。）によりこれを開封させ、異物を取り出した上入院対象者に当該受信信書を渡すことは、含まれない。）

二 裁判所及び地方厚生局の職員、法務局、地方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員並びに入院対象者の代理人又は付添人である弁護士との電話の制限

三 裁判所及び地方厚生局の職員、法務局、地方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員並びに入院対象者の代理人又は付添人である弁護士及び入院対象者又は保護者の依頼により入院対象者の代理人又は付添人となろうとする弁護士との面会の制限

○厚生労働省告示第 号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第九十二条第三項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第九十二条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限を次のように定め、同法の施行の日（平成十七年七月十五日）から適用する。

平成十七年 月 日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第九十二条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限

- 一 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者（以下「入院対象者」という。）の隔離（内側から入院対象者本人の意思によつては出ることができない部屋の中へ一人だけ入室させることにより当該入院対象者を他の患者から遮断する行動の制限をいい、十二時間を超えるものに限る。）
- 二 身体的拘束（衣類又は綿入り帯等を使用して、一時的に当該入院対象者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。）

○厚生労働省告示第 号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第九十三条第一項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第九十三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める処遇の基準を次のように定め、同法の施行の日（平成十七年七月十五日）から適用する。

平成十七年 月 日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第九十三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める処遇の基準

第一 基本理念

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者（以下「入院対象者」という。）の処遇は、入院対象者の個人としての尊厳を尊重し、その人権に配慮しつつ、適切な精神医療の確保及び社会復帰の促進に資するものでなければならぬものとする。また、処遇に当たって、入院対象者の自由の制限が必要とされる場合においても、その旨を入院対象者にできる限り説明して制限を行うよう努めるとともに、その制限は入院対象者の症状に応じて最も制限

の少ない方法により行われなければならないものとする。

第二 通信・面会について

一 基本的な考え方

(一) 入院対象者の院外にある者との通信及び来院者との面会（以下「通信・面会」という。）は、入院対象者と家族、地域社会等との接触を保ち、医療上も重要な意義を有するとともに、入院対象者の人権の観点からも重要な意義を有するものであり、原則として自由に行われることが必要である。

(二) 通信・面会は基本的に自由であることを、文書又は口頭により、入院対象者及び保護者に伝えることが必要である。

(三) 電話及び面会に関しては入院対象者の医療又は保護に欠くことのできない限度での制限が行われる場合があるが、これは、病状の悪化を招き、あるいは治療効果を妨げる等、医療又は保護の上で合理的な理由がある場合であつて、かつ、合理的な方法及び範囲における制限に限られるものであり、個々の入院対象者の医療又は保護の上での必要性を慎重に判断して決定すべきものである。

二 信書に関する事項

(一) 入院対象者の病状から判断して、家族等からの信書が入院対象者の治療効果を妨げることが

考えられる場合には、あらかじめ家族等と十分連絡を保って信書を差し控えさせ、あるいは主治医あてに発信させ入院対象者の病状をみて当該主治医から入院対象者に連絡させる等の方法に努めるものとする。

(二) 刃物、薬物等の異物が同封されていると判断される受信信書について、入院対象者によりこれを開封させ、異物を取り出した上、入院対象者に当該受信信書を渡した場合においては、当該措置を採った旨を診療録に記載するものとする。

三 電話に関する事項

(一) 制限を行った場合は、その理由を診療録に記載し、かつ、適切な時点において制限をした旨及びその理由を入院対象者及び保護者に知らせるものとする。

(二) 電話機は、入院対象者が自由に利用できるような場所に設置される必要があるものとする。また、地方裁判所、地方厚生局担当部局及び法務局又は地方法務局の人権擁護主管部局等の電話番号を、見やすいところに掲げる等の措置を講ずるものとする。

四 面会に関する事項

(一) 制限を行った場合は、その理由を診療録に記載し、かつ、適切な時点において制限をした旨及びその理由を入院対象者及び保護者に知らせるものとする。

(二) 入院後は入院対象者の病状に応じできる限り早期に入院対象者に面会の機会を与えるべきで

第三

一 基本的な考え方

- あり、入院直後一定期間一律に面会を禁止する措置は採らないものとする。
- (三) 面会する場合、入院対象者が立会いなく面会できるようにするものとする。ただし、入院対象者若しくは面会者の希望のある場合又は医療若しくは保護のため特に必要がある場合には病院の職員が立ち会うことができるものとする。
- 入院対象者の隔離について
- (一) 入院対象者の隔離は、入院対象者の症状からみて、入院対象者本人又は周囲の者に危険が及ぶ可能性が著しく高く、隔離以外の方法ではその危険を回避することが著しく困難であると判断される場合に、その危険を最小限に減らし、入院対象者本人の医療又は保護を図ることを目的として行われるものとする。
- (二) 隔離は、入院対象者の症状からみて、その医療又は保護を図る上でやむを得ずなされるものであって、制裁や懲罰あるいは見せしめのために行われるようなことは厳にあってはならないものとする。
- (三) 十二時間を超えない隔離については精神保健指定医の判断を要するものではないが、この場合にあってもその要否の判断は医師によって行われなければならないものとする。
- (四) なお、入院対象者本人の意思により閉鎖的環境の部屋に入室させることもあり得るが、この

場合には隔離には当たらないものとする。この場合においては、入院対象者本人の意思による入室である旨の書面を得なければならぬものとする。

二 隔離の対象となる入院対象者に関する事項

隔離の対象となる入院対象者は、主として次のような場合に該当すると認められる入院対象者であり、隔離以外により代替方法がない場合において行われるものとする。

ア 他の患者との人間関係を著しく損なうおそれがある等、その言動が入院対象者の病状の経過や予後に著しく悪く影響する場合

イ 自殺企図又は自傷行為が切迫している場合

ウ 他の患者に対する暴力行為や著しい迷惑行為、器物破損行為が認められ、他の方法ではこれを防ぎきれない場合

エ 急性精神運動興奮等のため、不穏、多動、爆発性などが目立ち、他の方法では医療又は保護を図ることが著しく困難な場合

オ 身体的合併症を有する入院対象者について、検査及び処置等のため、隔離が必要な場合

三 遵守事項

(一) 他の患者の隔離を行っている閉鎖的環境の部屋に入院対象者を入室させることはあつてはならないものとする。また、既に入院対象者が入室している部屋に隔離のため他の患者を入室さ

せることはあつてはならないものとする。

(二) 隔離を行うに当たっては、当該入院対象者に対して隔離を行う理由を知らせるよう努めるとともに、隔離を行った旨及びその理由並びに隔離を開始した日時及び解除した日時を診療録に記載するものとする。

(三) 隔離を行っている間においては、定期的な会話等による注意深い臨床的観察と適切な医療及び保護が確保されなければならないものとする。

(四) 隔離を行っている間においては、洗面、入浴、掃除等入院対象者及び部屋の衛生の確保に配慮するものとする。

(五) 隔離が漫然と行われることがないように、医師は原則として少なくとも毎日一回診察を行うものとする。

第四 身体的拘束について

一 基本的な考え方

(一) 身体的拘束は、制限の程度が強く、また、二次的な身体的障害を生ぜしめる可能性もあるため、代替方法が見出されるまでの間のやむを得ない処置として行われる行動の制限であり、できる限り早期に他の方法に切り替えるよう努めなければならないものとする。

(二) 身体的拘束は、入院対象者本人の生命を保護すること及び重大な身体損傷を防ぐことに重点

を置いた行動の制限であり、制裁や懲罰あるいは見せしめのために行われるようなことは厳にあってはならないものとする。

(三) 身体的拘束を行う場合は、身体的拘束を行う目的のために特別に配慮して作られた衣類又は綿入り帯等を使用するものとし、手錠等の刑具類や他の目的に使用される紐、縄その他の物は使用してはならないものとする。

二 身体的拘束の対象となる入院対象者に関する事項

身体的拘束の対象となる入院対象者は、主として次のような場合に該当すると認められる入院対象者であり、身体的拘束以外によい代替方法がない場合において行われるものとする。

ア 自殺企図又は自傷行為が著しく切迫している場合

イ 多動又は不穏が顕著である場合

ウ ア又はイのほか精神障害のために、そのまま放置すれば入院対象者本人の生命にまで危険が及ぶおそれがある場合

三 遵守事項

(一) 身体的拘束に当たっては、当該入院対象者に対して身体的拘束を行う理由を知らせるよう努めるとともに、身体的拘束を行った旨及びその理由並びに身体的拘束を開始した日時及び解除した日時を診療録に記載するものとする。

- (二) 身体的拘束を行っている間においては、原則として常時の臨床的観察を行い、適切な医療及び保護を確保しなければならないものとする。
- (三) 身体的拘束が漫然と行われることがないように、医師は頻回に診察を行うものとする。